

山梨県公報

号外第二十六号

令和三年

七月二十一日

水曜日

目次

条 例

○山梨県防災基本条例の一部を改正する条例……………一

規 則

○山梨県養蜂振興法施行細則等の一部を改正する規則……………一

○山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………二

条例のあらまし

- **山梨県防災基本条例の一部を改正する条例**(条例第四十号)(防災危機管理課)
災害対策基本法の一部改正に伴い、当該法令の用語を引用する規定の整理を行うこととした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県防災基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十号

山梨県防災基本条例の一部を改正する条例

山梨県防災基本条例(平成三十年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第二項中「勧告若しくは」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

山梨県規則第三十五号

山梨県養蜂振興法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県養蜂振興法施行細則等の一部を改正する規則

(山梨県養蜂振興法施行細則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「五」を削る。

一 山梨県養蜂振興法施行細則(昭和三十年山梨県規則第五十六号)第一号様式から第三号様式まで

二 山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和三十一年山梨県規則第二十号)第三号様式から第五号様式まで

三 山梨県療育手帳交付規則(平成十五年山梨県規則第二十九号)第一号様式及び第三号様式から第五号様式まで

四 山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則(平成十八年山梨県規則第五十八号)別記様式

(山梨県生活保護法施行細則の一部改正)

第二条 山梨県生活保護法施行細則(昭和三十七年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「**五**」を「**六**」に改める。

第三号様式から第九号様式まで及び第十一号様式から第十五号様式までの規定中「**五**」を削る。

(山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「記名押印して」を「記名して」に改める。
第二号様式及び第三号様式中「**五**」を削る。

第四号様式中「**五**」を「**六**」に改める。
「**五**」を「**六**」に改める。
「**五**」を「**六**」に改める。

第四号様式の二中「**氏**」を「**氏**」に改める。
「**氏**」を「**氏**」に改める。

第四号様式の三中「**五**」を削る。
第五号様式中「**五**」を削る。

」に改める。

第六号様式及び第六号様式の二中「㉔」を削る。

第七号様式中「㉕」に改める。 ㉕」を「氏 姓」

第八号様式及び第九号様式中「㉖」を削る。

第十号様式中「㉗」に改める。 ㉗」を「氏 姓」

第十一号様式から第十三号様式までの規定中「㉘」を削る。

第十四号様式の二中「㉙」に改め、「㉚」を削る。 ㉙」を「氏 姓」

第十五号様式及び第十六号様式中「㉛」に改める。 ㉛」を「氏 姓」

（山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正）

第四号 山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉜」に改める。 ㉜」を「氏 姓」

第三号様式中「㉝」及び「㉞」を削る。 ㉝」を「氏 姓」

第六号様式中「㉟」に改める。 ㉟」を「市町村 区」

第七号様式、第十一号様式及び第十二号様式中「㊱」を削る。

第十三号様式中「㊲」を削る。

第十四号様式中「㊳」を削る。

第十五号様式から第十八号様式までの規定中「㊴」を削る。

第十九号様式中「㊵」を削る。

（山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第五条 山梨県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年山梨県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「㊶」を「㊷」に改める。 ㊶」を「市町村 区」

第三号様式及び第四号様式中「㊸」を削る。

（山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第六号様式及び第七号様式中「㊹」を削る。

第七号様式から第十三号様式までの規定中「㊺」を削る。

第十四号様式の二中「㊻」に改め、「㊼」を削る。 ㊻」を「氏 姓」

第十五号様式及び第十六号様式中「㊽」に改める。 ㊽」を「市町村 区」

（山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第六号様式及び第七号様式中「㊾」を削る。

第七号様式から第十三号様式までの規定中「㊿」を削る。

第十四号様式の二中「㋀」に改め、「㋁」を削る。 ㋀」を「氏 姓」

第十五号様式及び第十六号様式中「㋂」に改める。 ㋂」を「市町村 区」

（山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第六号様式及び第七号様式中「㋃」を削る。

改正）

第六条 山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年山梨県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の四中「㋄」に改める。 ㋄」を「市町村 区」

第二号様式中「㋅」を「㋆」に改める。 ㋅」を「市町村 区」

第三号様式及び第四号様式中「㋇」に改める。 ㋇」を「市町村 区」

第七号様式から第十三号様式までの規定中「㋈」を削る。

（施行期日）

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第三十六号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則（昭和三十五年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条及び第十七条を削る。

別表の第一の一の1の(三)中「設置費」の下に「（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）」を加え、同表の第一の一の1の(六)中「避難所」を「法第四条第一項第一号の避難所」に、「災害発生の日から七日以内」を「災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設することができる期間は法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかつたことが判明し、かつ、現に救助の必要がなくなつた日までの期間」に改め、同表の第一の一の三の(三)の(1)の表中「一四、一〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改める。

〇円」に改め、同表の第一の六の(三)中「一箇月以内」を「三箇月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内)」に改め、同表の第一の十三の(一)の(1)中「被災者」の下に「(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)」を加え、同表の第二の(一)の1中「二万五千二百円」を「二万五千三百円」に、「二万六千三百円」を「二万六千四百円」に、「二万七千円」を「一万六千五百円」に、「二万五千四百円」を「二万五千七百円」に、「二万六千二百円」を「二万六千五百円」に、「二万四千二百円」を「二万四千九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番